

資 料 編

用語集

あ行

育児休業	労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。
------	---

か行

家庭保育室	保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児（生後8週間以上）から2歳児までの乳幼児を保育者の家庭等で預かる事業。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合等に保護者の自宅で1対1の保育を行う。
子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成、支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
子ども・子育て支援法	幼稚園・保育園等の利用料負担や養育支援等を共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。平成24年に成立。

さ行

施設型給付	教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことです。
児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。
児童相談所	児童の福祉に関する専門機関。児童に関する様々な相談を受ける他、必要に応じて調査・判定・指導、児童の一時保護を行う。
児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な成長を目的として支給される手当。
就業率	15 歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。
出生率	人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したもの。
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。

た行

地域型保育給付	地域型保育事業を対象とした給付のこと。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
地域子育て支援センター	市町村が保育所などを指定し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

な行

認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「0～5 歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。
--------	---

は行

バリアフリー	子育て中の親とその子ども、高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。
PDCA サイクル	計画の推進において、Plan（計画の策定）-Do（計画の実行）-Check（実施状況の確認・評価）-Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
ひとり親家庭	母子家庭と父子家庭の総称。
ファミリー・サポート・センター	子育て支援事業に関わりたい住民と、子どもを一時的に預かって欲しい住民との橋渡しをし、子育て世帯の負担を軽くする事業。
保健師	保健師助産師看護師法において「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」と定義される。健康の保持増進、疾病の予防、早期発見と早期治療（療育）、健康教育などを業務とする。
ボランティア	個人の自発的な意思により、福祉などの事業活動に参加する人、もしくは行為そのもの。サービスとして提供される場合は無償と有償の場合がある。

や行

ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。
養育支援	育児ストレス、産後うつ等によって、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な指導助言等を行う支援。

ら行

ライフスタイル	衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、「文化」とほぼ同じ意味で使われることもある。
---------	---

策定経過

年月日	内 容
平成 31 年 2 月 16 日 ～ 3 月 1 日	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 対象者：就学前のお子様のいる世帯 472 件 小学生のお子様のいる世帯 388 件 回答数：326 件（37.9%）
平成 31 年 4 月～ 令和元年 9 月	・ 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果報告書作成 ・ 子ども・子育て支援事業計画（骨子案）作成着手 ・ 子ども・子育て会議委員の人選
令和元年 10 月	10 月 10 日 第 1 回子ども・子育て会議 ・ 委嘱状伝達 ・ 会長、副会長の選出 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果の報告 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）の審議
令和 2 年 1 月	1 月 28 日 第 2 回子ども・子育て会議 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）の審議
令和 2 年 2 月	パブリックコメントの実施（2 月 5 日から 3 月 5 日まで）
令和 2 年 3 月	3 月 24 日 第 3 回子ども・子育て会議 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（案）の最終確認

大洗町子ども・子育て会議条例

(平成 26 年 3 月 24 日条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、大洗町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議事を進行する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大洗町子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	飯 島 郁 郎	大洗町教育長
副会長	斉 藤 久 男	大洗町副町長
委 員	菊 地 昇 悦	大洗町議会議員
委 員	和 田 雄 次	民生委員児童委員主任児童委員
委 員	櫻 井 清	ひじり保育園長
委 員	藤 峰 泉	恵泉保育園長
委 員	海老沢 稔	第一保育所長
委 員	船 生 佳 子	祝町幼稚園長
委 員	飯 田 研 一	町学校長会会長（一中校長）
委 員	小野瀬 秀聡	町PTA連絡協議会会長
委 員	高 橋 美 幸	町子ども会育成連合会会長
委 員	大 山 吐 志	放課後子ども教室代表
委 員	皆 川 奈 美	学童保育指導員代表
委 員	高 柳 成 人	学校教育課長
委 員	佐 藤 邦 夫	健康増進課長
事務局	小 沼 正 人	こども課長
	額 賀 真 宏	こども課子育て支援係長
	鈴 石 吏 帆	こども課子育て支援係事務補

第2期大洗町子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

発行：大洗町

編集：こども課

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL：029-267-5111（代） FAX：029-264-5012

発行年月：令和2年3月
